

午前10時開議

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

決算審査特別委員会委員長審査報告

一括質疑・討論・表決

日程第4 委員会の閉会中の継続調査報告の件(総務常任委員会の特定事件)

委員会の閉会中の継続調査報告の件(教育民生常任委員会の特定事件)

委員会の閉会中の継続調査報告の件(建設産経常任委員会の特定事件)

一括報告・委員会ごと質疑

日程第5 委員会の閉会中の継続調査中間報告の件(議会運営委員会の調査事件)

委員会の閉会中の継続調査中間報告の件(議会広報特別委員会の調査事件)

一括報告・委員会ごと質疑

日程第6 仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会の設置の件

日程第7 議員派遣の件

午前10時47分閉会

(資料) 陳情文書表

# 平成30年第5回岩沼市議会定例会会議録

6日目 平成30年9月26日(水曜日)

## 出席議員(18名)

1番	佐藤剛太	10番	渡辺ふさ子
2番	菊地忍	11番	佐藤一郎
3番	高橋光孝	12番	国井宗和
4番	植田美枝子	13番	布田一民
5番	佐藤淳一	14番	長田忠広
6番	大友健	15番	飯塚悦男
7番	布田恵美	16番	沼田健一
8番	酒井信幸	17番	櫻井隆
9番	須藤功	18番	森繁男

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者

市長	菊地啓夫	復興都市・整備課長	菅原伸浩
副市長	鈴木隆夫	下水道課長	大久保智志
総務部長	大友彰	会計管理者兼 会計課長	芳賀義明
健康福祉部長	高橋広昭	水道事業所 所長	森康雄
市民経済部長	菅井秀一	消防本部 消防長	菅原敬
建設部長	星幸浩	教育委員会 教育長	百井崇
総務課長	石垣茂	教育次長兼 教育総務課長	高橋弘昭
政策企画課長	遠藤大輔	監査委員 委員	鎌田壽信
健康増進課長	菅原亜由美	事務局長	横尾芳郎
介護福祉課長	今田昌美	農業委員会 事務局長	亀田明彦

## 議会事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋進	議事係長	佐藤俊輔
局長補佐	高橋利彰		

## 議事日程

平成30年9月26日(水曜日)午前10時開議

### 1. 開議宣告

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第3 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について  
 認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
 認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
 決算審査特別委員会委員長審査報告  
 一括質疑・討論・表決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続調査報告の件（総務常任委員会の特定事件）  
 委員会の閉会中の継続調査報告の件（教育民生常任委員会の特定事件）  
 委員会の閉会中の継続調査報告の件（建設産経常任委員会の特定事件）  
 一括報告・委員会ごと質疑
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査中間報告の件（議会運営委員会の調査事件）  
 委員会の閉会中の継続調査中間報告の件（議会広報特別委員会の調査事件）  
 一括報告・委員会ごと質疑
- 日程第6 仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会の設置の件
- 日程第7 議員派遣の件

## 2. 閉会宣告

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

---

午前10時開議

○議長（森繁男）御起立願います。おはようございます。御着席願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 諸報告

○議長（森繁男）日程第1、諸報告について事務局長から行います。高橋事務局長。

〔高橋進参事兼事務局長登壇〕

○参事兼事務局長（高橋進）それでは、諸報告3件について申し上げます。

第1、専決処分について、別紙お手元に配付のとおり、市長から議長宛て、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分1件が報告されております。よって、そのとおり御了承願います。

第2、決算審査特別委員会審査報告書について、別紙お手元に配付のとおり、決算審査特別委員長から議長宛て、会議規則第101条の規定に基づき委員会審査報告書が提出されております。

第3、委員会調査報告書について、別紙お手元に配付のとおり、各常任委員長から議長宛て、会議規則第101条の規定に基づき委員会調査報告書が提出されております。また、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から議長宛て、会議規則第44条第2項の規定に基づき委員会調査中間報告書が提出されております。

以上でございます。

---

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森繁男）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、5番佐藤淳一議員、6番大友健議員を指名いたします。

ここで、菊地啓夫市長から、北海道胆振東部地震被災地への職員派遣の件についての発言の申し出がありますので、これを許可いたします。菊地市長、登壇の上、発言願います。

〔菊地啓夫市長登壇〕

○市長（菊地啓夫）北海道胆振東部地震被災地への職員派遣について申し上げます。

今月6日に発生しました北海道胆振東部地震によって被災したむかわ町に、対口支援要請を受けました宮城県からの依頼により、20日から本日26日まで職員1名を派遣いたしました。

短期間の派遣ではありましたが、被災地での実務経験を持つ本市職員の現地での助言等が、むかわ町の被災者への初期対応において有効な支援を行ったものと考えております。

○議長（森繁男）ここで、佐藤剛太議員から、9月12日の一般質問における発言について、会議規則第63条の規定により発言の一部を取り消したいとの申し出があります。

お諮りいたします。この申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、佐藤剛太議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。佐藤剛太議員、登壇の上、発言願います。

〔1番佐藤剛太議員登壇〕

○1番（佐藤剛太）発言の取り消しの申し出をさせていただきます。

9月12日本会議の私の一般質問の中で不適切な表現がございました。取り消したい部分は、「富谷・・・に比べると、岩沼のほうはまだ住みやすいのかなと思っております」の部分の「・・・」の部分を取り消しをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森繁男）お諮りいたします。ただいまの佐藤剛太議員からの申し出のとおり、発言の一部を取り消すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、佐藤剛太議員の申し出のとおり、発言の一部を取り消すことに決しました。

---

日程第3 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（森繁男）日程第3、認定第1号から認定第9号までの9件を一括して議題といたします。

決算審査特別委員長から、付託をしておりました平成29年度一般会計及び各種会計決算の審査結果について報告を求めます。櫻井隆決算審査特別委員長、登壇の上、報告願います。

〔櫻井隆決算審査特別委員長登壇〕

○決算審査特別委員長（櫻井隆）

決算審査特別委員会審査報告書

- 認定第1号 平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記の認定案件については、審査の結果、部会審査報告書のとおり認定すべきものと決したので、会議規則第101条の規定により報告する。

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

決算審査特別委員会  
委員長 櫻 井 隆

総 務 部 会 審 査 報 告 書

審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

記

議案名	件 名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳入の部 全部 歳出の部 1款 議会費 2款 総務費 4款 衛生費 (水道事業会計繰出に要する経費) 6款 農林水産業費 (農業集落排水事業特別会計繰出に要する経費) 8款 土木費 (矢野目西地区土地区画整理事業特別会計繰出に要する経費、公共下水道事業特別会計繰出に要する経費及び特定公共下水道事業会計繰出に要する経費) 9款 消防費 12款 公債費 13款 予備費	特 記 事 項 なし	認 定 す べ き も の

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日  
決算審査特別委員会  
委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会  
総務部会長 佐藤 一郎

### 教育民生部会審査報告書

#### 審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

#### 審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

#### 記

議案名	件名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出の部 3款 民生費 4款 衛生費 (水道事業会計繰出に要する経費を除く) 10款 教育費	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第2号	平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第3号	平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第4号	平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日  
決算審査特別委員会  
委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会  
教育民生部会長 酒井 信幸

### 建設産経部会審査報告書

#### 審査の方針

本部会は、決算書、同事項別明細書、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算附属資料並びに監査委員の審査意見書を参照しながら、収支の状況を慎重に審査したものである。

#### 審査の経過

9月14日から9月20日までの間、執行部の出席を求め、付託された審査事項について関係書類の説明を受け、さらに現地調査を実施し、慎重審査の結果、下記の結論に達した。

#### 記

議案名	件名	要望等	審査の結果
認定第1号	平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出の部 5款 労働費 6款 農林水産業費 (農業集落排水事業特別会計繰出に要する経費を除く) 7款 商工費 8款 土木費 (矢野目西地区土地区画整理事業特別会計繰出に要する経費、公共下水道事業特別会計繰出に要する経費及び特定公共下水道事業会計繰出に要する経費を除く) 11款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林水産施設災害復旧費	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第5号	平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第6号	平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第7号	平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第8号	平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの
認定第9号	平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	特記事項 なし	認定すべきもの

以上のとおり報告する。

平成30年9月25日

決算審査特別委員会

委員長 櫻井 隆 殿

決算審査特別委員会

建設産経部長 布田 恵美

○議長（森繁男）これまでの全体会議において十分質疑を尽くされたと思いますけれども、これより委員長の報告に対し一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号までの9件を1件ずつ討論、採決いたします。

認定第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第1号平成29年度岩沼市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第2号平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第3号平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第4号平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第5号平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第6号平成29年度岩沼市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第7号平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに



御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。これより認定第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第8号平成29年度岩沼市特定公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。これより認定第9号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより認定第9号平成29年度岩沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。



日程第4 委員会の閉会中の継続調査報告の件（総務常任委員会の特定事件）

委員会の閉会中の継続調査報告の件（教育民生常任委員会の特定事件）

委員会の閉会中の継続調査報告の件（建設産経常任委員会の特定事件）

○議長（森繁男）日程第4、委員会の閉会中の継続調査報告について、会議規則第101条の規定により提出のあった総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設産経常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告の件の3件を一括して議題といたします。

初めに、総務常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告を求めます。佐藤一郎総務常任委員長、登壇の上、報告願います。

〔佐藤一郎総務常任委員長登壇〕

○総務常任委員長（佐藤一郎）

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

総務常任委員会

委員長 佐藤 一 郎

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会の閉会中の継続調査事件について、会議規則第101条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

別紙

I	調 査 地	兵庫県赤穂市 人口48,177人 面積126.90km <sup>2</sup> H30. 3. 31現在
	調 査 月 日	平成30年5月16日（水）
	調 査 事 件	地方創生について
	概 要	(1) 若者の定住対策の現状と対策について

	<p>① 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総人口は、平成12年前後をピークに、減少傾向に転じている。少子高齢化が加速している。</li> <li>・ 人口減少は免れない状況であり、出生率を上げるとともに若者人口の流失を食い止めることが重要である。</li> </ul> <p>② 目指すべき将来の方向と人口の将来展望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口が、2060年には28,460人となる予測に対し、35,000人を維持することを目指している。</li> </ul> <p>(2) 定住支援金について</p> <p>① 新規学卒者雇用奨励金 新規学卒者の雇用拡大と地元就職を支援するため、市内企業に対して奨励金（1人あたり12万円）を交付している。</p> <p>② 新婚世帯家賃助成事業 赤穂商工会議所が発行する商品券（月額1万円）を助成、市外からの転入者の場合は月額3,000円（最大36か月分）を加え助成する。</p> <p>③ 若者世帯住宅取得支援金 45歳未満の若者世帯に「住宅取得支援金」として20万円分の商品券を贈る。 ※ 平成29年度は、29世帯79名と単身者67名に補助している。</p> <p>④ 転入者定住支援金 赤穂市内で住宅を取得した転入者に対して、赤穂商工会議所が発行する商品券10万円（2名以上20万円）を贈る。 ※ 29年度は5世帯12名に補助している。</p> <p>(3) 定住へのお誘いについて</p> <p>① 定住支援ガイドブックで赤穂市を紹介</p> <p>② 子育て支援施策ガイドブックで紹介</p> <p>③ 空き家情報バンク登録</p> <p>④ 空き家の改修を支援</p> <p>⑤ シルバー人材センターの空き家管理サービス</p> <p>⑥ お試し暮らし住宅（2泊以上13泊14日以内で体験できる） ※ 各事業は、国、県の補助がない市単独事業である。</p> <p>(4) 今後の取組について</p> <p>20歳代の定住対策</p> <p>① 神戸市、岡山市からの通勤圏内でもあり、企業誘致を進める。</p> <p>② 新卒者の働き場の確保を進める。</p> <p>③ 若者からは、遊び場や買物ができる施設がほしいといった要望があり、検討課題となっている。</p> <p>④ 縁結び対策として、年3回、味噌作り体験（大豆植え→収穫→味噌作り）を通じた出会いの場づくりを行っている。</p>
委員会のまとめ	<p>赤穂市の人口は、平成12年前後をピークに減少傾向に転じている。定住支援策として、新規学卒者雇用奨励金、新婚世帯家賃助成事業、若者世帯住宅取得支援金など様々な施策を講じている。</p> <p>本市は地方創生において、子育て支援等の施策に取り組んでいるが、若者の定住支援策について今後さらに検討すべきである。</p>

		仙台市の通勤圏内と住みやすい環境など、「岩沼の魅力」を発信する新しい施策を実施すべきである。
II	調査地	香川県丸亀市 人口109,678人 面積111.80km <sup>2</sup> H30. 3. 31現在
	調査月日	平成30年5月17日(木)
	調査事件	市民活動について
	概要	<p>(1) 丸亀市協働実行計画について</p> <p>自治の進展による自立した地域社会の実現と市民福祉の向上を目指し、平成18年度に「丸亀市自治基本条例」を制定、平成19年4月には個性豊かで活力あふれるまちの実現を図ることを目的とし、市民活動と協働の促進に関わる基本的な事項を定めた「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」を制定している。</p> <p>丸亀市が目指すまちの実現に向けた基本方針は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自主性・自発性の尊重</li> <li>② 情報の共有と連携</li> <li>③ 相互信頼のもとでの対等な協力</li> </ol> <p>(2) 市民活動のこれまでの経過について</p> <p>丸亀市では、「丸亀市協働推進員設置規程」を平成18年4月1日に施行し、市民及び地域市民活動団体との協働を推進していく課に協働推進員を置き、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて行動している。</p> <p>小学校区単位で17のコミュニティがある。自治会の加入率は53%と低い。市からの補助金として、地区コミュニティ運営助成金及びコミュニティまちづくり補助金(上限額30万円)と自治会活動促進として別途20万円を助成している。また、会長、会計のなり手がいない対策の1つとして、手当てを出している。(年間300円×世帯数)</p> <p>(3) 新庁舎・市民交流活動センター複合施設の概要と運営について</p> <p>市庁舎等複合施設整備基本設計の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 親しみやすく市民に愛される庁舎・市民交流活動センター複合施設</li> <li>② 誰もが利用しやすい、人にやさしい施設</li> <li>③ 市民の暮らしを守る安全・安心の庁舎</li> <li>④ 窓口、執務の機能性と効率性を重視したコンパクトな庁舎</li> <li>⑤ 丸亀の気候にマッチした環境配慮型庁舎</li> <li>⑥ 歴史や周辺街区との関係性を重視し、まちづくりの拠点となる施設(2020年に完成予定)</li> </ol> <p>(4) 丸亀市地域担当職員制度について</p> <p>丸亀市では、行政区長制度がなく、行政との連携役は自治会長(町内会)が中心となっている。市と地域との円滑な情報交換を図るために地域担当職員制度を設け、市内17コミュニティに地域担当職員を配置している。</p> <p>担当職員の内訳はまちづくり担当2名、防災担当1名・保健担当1名を選任している。</p> <p>(5) 今後の取組について</p> <p>自治会の加入率が、53%と希薄になっているため、加入率アップが課題となっている。</p>

		<p>NPO団体が100あるが、中間の指導団体の育成が課題となっている。</p> <p>市民活動には企業・大学などの受け皿づくりが必要不可欠となっている。</p>
	委員会のまとめ	<p>丸亀市では、自治基本条例を基に「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」を施行して、市内17コミュニティに市及び市職員が市民と同じ目線で相互に信頼し、協力できる関係を築いていくためにも地域担当職員を配置している。しかし、自治会の加入率は53%と低い状況になっているが、2020年に建設される新庁舎内に市民交流活動センターを併設し、「親しみやすく、愛される、誰もが利用しやすい、人にやさしい施設」を目指している。</p> <p>本市においても市の中心部に市民活動拠点を建設したが、市民に親しみやすく、愛される交流活動拠点づくりが必要である。</p>
Ⅲ	調査地	<p>高知県南国市</p> <p>人口47,540人 面積125.30km<sup>2</sup> H30. 3. 31現在</p>
	調査月日	平成30年5月18日（金）
	調査事件	防災対策について
	概要	<p>(1) 浸水対策、津波対策、土砂災害対策について</p> <p>① 浸水対策は、物部川、国分川の氾濫により、市街地を含め3/5の浸水を想定したハザードマップを作成している。</p> <p>② 地震・津波災害想定について</p> <p>東日本大震災後、平成24年12月の高知県版津波浸水予測では最大津波高さ16m、海岸線から約3.5kmが浸水区域となることから、南海トラフ地震（M9.0、震度7）に備え南国市津波避難計画の見直しをした。</p> <p>国、県の補助を受け津波避難タワー14基が平成25年3月に完成している。</p> <p>③ 土砂災害対策</p> <p>土砂災害警戒区域図を随時発表し、土石流89か所、急傾斜地崩壊344か所の指定がある。</p> <p>山間部の孤立対策としてヘリポートを整備している。</p> <p>④ その他</p> <p>耐震性貯水槽（60t）を5か所に建設している。</p> <p>災害時における支援協定は、132の企業・団体と協定を結ぶ。</p> <p>(2) 自主防災組織について</p> <p>12地区に防災連合会、単位自主防災組織として162組織（結成率、94.9%）があり、市や県の様々な防災助成金を活用して運営を行っている。</p> <p>(3) 今後の取組について</p> <p>南海トラフ地震が、80%の確率で発生するため、市立スポーツセンター周辺に津波避難施設「命山」の整備を進めている。（2021年に完成予定）「命山」の計画では、820人が避難できる。</p> <p>(4) 津波避難タワー</p> <p>市内沿岸に14基設置されている。現地調査した大湊小南津波避難タワーは小学校と保育所の中間に位置している。</p> <p>ヘリ救出用避難場所、自動解錠ボックス、太陽光発電対空表示、避難を呼びかける半鐘、備蓄倉庫（避難面積の7～12%）、組立式トイレ・更衣スペース、避難用階段・避難用スロープ（車イス対応）等361人が避難できる仕様となっている。</p>

委員会の まとめ	<p>南国市では、南海トラフ地震津波対策として平成24年12月の高知県版津波浸水予測により津波避難計画の見直しを行った。</p> <p>自主防災組織は、162組織（結成率94.9%）となっている。災害時における支援協定も132の企業、団体と結んでいる。</p> <p>本市においては、予定されている西部地区の防災コミュニティセンター建設に伴い、土砂災害への対応、飲料水の確保、自家発電、安否確認システムなどの整備が必要と考える。東日本大震災の経験を踏まえた対策を講じているが、ハードの面において再確認を行い、また、ソフト面においては、防災教育、防災研修、防災士の育成などを行い市民一人ひとりの意識の向上に努めるべきである。</p>
-------------	---

以上、報告といたします。

○議長（森繁男）次に、教育民生常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告を求めます。酒井信幸教育民生常任委員長、登壇の上、報告願います。

〔酒井信幸教育民生常任委員長登壇〕

○教育民生常任委員長（酒井信幸）

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

教育民生常任委員会

委員長 酒 井 信 幸

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会の閉会中の継続調査事件について、会議規則第101条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

別紙

I	調 査 地	<p>北海道小樽市</p> <p>人口117,924人 面積243.83km<sup>2</sup> H30. 3. 31現在</p>
	調 査 月 日	平成30年5月14日（月）
	調 査 事 件	小樽市ふれあい収集について
	概 要	<p>(1) 事業の概要について</p> <p>① 事業の目的</p> <p>高齢、病気、身体の障害、家族の介護などの理由で、ごみステーションに家庭ごみ・資源ごみを出せない世帯について、戸別にごみや資源物を収集するとともに、声掛けにより安否確認を行うことで、ふれあいを図ることを目的とし、平成17年4月から開始した。</p> <p>② 事業の利用等</p> <p>ふれあい収集を希望する世帯等からの申込みにより、担当者が対象世帯を訪問し、直接対象者本人と面談を行う。ふれあい収集が必要な世帯と判定された場合は、週1回自宅を訪問し、安否確認を兼ねて必ず声掛けをしながらごみを収集する。事前に不在連絡がなく、声掛けにも応じない場合は、緊急連絡先へ本人の所在確認を行う。その際は、確認結果が出るまで現場待機することとしている。</p> <p>(2) 関係部署・関係団体等との連携について</p> <p>環境部が中心となって事業を実施。介護施設担当者、民生委員等とは情報提供などの連携が直接とれる体制となっている。</p> <p>(3) 事業実施による効果と課題について</p> <p>平成29年度末における小樽市の人口に占める高齢者の割合は39.3%となり、平成</p>

		<p>37年度には42.3%と高齢化がさらに進むと予想される。ごみの収集は、現在2班体制(車両2台、4人)で行っているが、件数の推移によっては、収集班を3班にする必要も生じてくる。また、年間の受付件数が増加することにより、面談や事務処理等も増え、事務所の体制強化も必要となってくる可能性がある。事業開始からこれまでに自宅で亡くなっていた事例が5件、救急搬送を手配した事例が5件あり、安否確認としての事業の効果は出ている。</p> <p>(4) 今後の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の高齢化が進み、高齢者の独居世帯数も増加傾向にあることから、ふれあい収集の希望者は増えることが見込まれるため、収集体制の強化を検討しなければならない状況も想定される。</li> <li>・ 環境省において、同様の事業について調査し、高齢化社会に対応した施策づくりについて30年度から検討を開始する方針を打ち出しているため、今後の国の動向について注目したい。</li> </ul>
	委員会のまとめ	<p>小樽市では、高齢、病気、身体の障害、家族の介護などの理由により、ごみステーションにごみを出せない世帯について、戸別にごみ・資源物を収集するとともに、声かけによる安否確認を行っている。小樽地域では、ごみの最終処分は広域処理で行っているが、ごみ収集は各自治体で行っていることから、戸別収集が可能であったことが本事業実現の大きな要因となっている。本市においても、高齢者のごみ出しなどを地域コミュニティで支援する仕組みづくりが今後検討される予定となっている。小樽市における先進的な取組から、高齢化がさらに進む10年後、20年後の地域の実情を見据えて市と地域が連携して事業を行っていくことの必要性を感じた。</p>
II	調査地	<p>北海道石狩市 人口58,406人 面積722.42km<sup>2</sup> H30. 3. 31現在</p>
	調査月日	平成30年5月15日(火)
	調査事件	いしかり市民カレッジについて
	概要	<p>(1) いしかり市民カレッジの経緯と概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年4月に市民ボランティア「いしかり学びをつくる会」と石狩市教育委員会が協働で新しい学びの場を創ることを目的に「いしかり市民カレッジ」を発足させた。</li> <li>・ これまで行政が提供してきた生涯学習の場を市民自らが主体的に作り出し、継続的に運営していく体制へと移行した。24年3月には総務省の地域活性化に大きな成果を上げる先進的な事例の1つとして選定された。</li> <li>・ 30年度は、地元の歴史や時事問題などを学ぶ16講座で39回開催する予定。地元企業などを訪ねる見学型講座やパソコン講座など、9年間で144講座335回、参加者延べ1万3,666名、平均約40名の参加となっている。</li> </ul> <p>(2) 運営方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学長は石狩市長。カレッジ運営のための審議及び決定機関として、いしかり市民カレッジ運営委員会を置き、「いしかり学びをつくる会」と石狩市教育委員会とで運営する。</li> </ul> <p>運営委員会には「総務・広報グループ」と「企画・事業グループ」を置き、運営に関する業務を分担して進める。また、連携講座を開催する団体との連絡、調整を図るために連絡協議会を置き、必要に応じて開催している。さらに、「まち</p>

	<p>の先生推進チーム」があり、「総務・広報グループ」と「企画・事業グループ」から5名を選出し、まちの先生企画講座の運営を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講料は1回500円。年度会費1,000円を納めれば、1回400円となり、情報誌が送付される。年度会員は30年度当初で215名。</li> <li>・ 教育委員会からの支出は消耗品費、印刷製本費計15万円の現物支給のみとなっている。</li> </ul> <p>(3) 効果と課題について</p> <p>① 効果</p> <p>講座に出席することにより、人々の生きがいや外出する意欲等に多くの効果がある。参加者は、受講するごとにスタンプを貯められ、その数に応じて終了証が渡される。このスタンプ制度が、参加するほどに「励みになる」「楽しく学べる」と好評の一因にもなっている。</p> <p>② 課題</p> <p>市域面積が広いため、講座の運営に苦労している。</p> <p>(4) 今後の取組について</p> <p>新たな運営ボランティアの発掘が必要になってくる。また、市民が参加したくなるような魅力ある講座の提供が必要となる。</p>
委員会のまとめ	<p>石狩市では、市民ボランティア「いしかり学びをつくる会」と石狩市教育委員会とで、「①だれでも、いつでも、学ぶことができる。②自ら企画したり、教えたりすることもできる。③学びの輪が広がってまちづくりにつながっていく。」ことを目指して、「いしかり市民カレッジ」を協働で運営している。本市においては、ふれあい交流サロンなどで高齢者等に対する生きがいづくりを行っているが、石狩市のように市民と協働して企画運営を行う「いしかり市民カレッジ」のような事業を展開することも考えるべきと思う。</p>
III 調査地	<p>北海道苫小牧市 人口171,699人 面積561.57km<sup>2</sup> H30. 3. 31現在</p>
調査月日	<p>平成30年5月16日(水)</p>
調査事件	<p>不登校問題対策について</p>
概要	<p>(1) 不登校問題対策の取組について</p> <p>苫小牧市の不登校の状況は、児童生徒あわせて、平成28年度は261人、29年度は209人となっている。不登校問題対策を進めるに当たって、市教育委員会が「すくらむ苫小牧トータルサポートプラン」を作成し、対応に取り組んでいる。</p> <p>(2) すくらむ苫小牧トータルサポートプランについて</p> <p>これまでの不登校対策の取組に授業を中核とした絆づくりと居場所づくりを担う学校を加えた、子ども支援のための「有機的なネットワークの構築」を目指し、「すくらむ苫小牧トータルサポートプラン」を2年前に開始した。専門的助言として医師や臨床心理士、関係機関としては市長部局の健康こども部こども支援課、福祉部生活支援課などが連携している。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校適応指導教室「あおば学級」</li> </ul> <p>不登校の児童生徒に対して、学校への復帰や社会生活への適応に向けた様々な指導・援助を行っている。設置場所は教育センター内にあり、7人(退職校</p>

	<p>長4人、教員経験者3人)の教員で対応している。学校復帰が目的であることから、学校の教室と同じような仕様にしている。28年度は、20人中12人が学校へ復帰した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども支援室「あかり」 障害のある幼児、児童、生徒に適切な支援を行っている。</li> <li>・ スクールソーシャルワーカー (SSW) 校区に配置し、学校と関係機関とのパイプ役を担っている。教育と福祉の両面に関する「教育相談」を行う。</li> </ul> <p>(3) 取組による効果と課題について</p> <p>① 効果 すくらむ苫小牧トータルサポートプランが動き出して2年目のため、効果についてはまだしっかりとした検証はできていない。</p> <p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の中心部にあおば学級があるが、市域面積が広域のため、通いやすい環境を作ればさらに利用者が増える可能性もある。</li> <li>・ 不登校には本人の発達の問題もあるので、家庭における理解も必要になる。</li> </ul> <p>(4) 今後の取組について スクールソーシャルワーカー、あおば学級、子ども支援室あかりが連携をとりやすいように、教育センターを30年度から立ち上げて、不登校対策に取り組んでいく。</p>
委員会のまとめ	<p>不登校への対応に当たっては、まず家から出るための支援体制が必要である。そこで、本市においても、苫小牧市が行っている学校適応指導教室「あおば学級」のように学校以外での学習の場を設けるような取組が必要ではないかと思われる。また、不登校の原因は様々であることから、相談しやすい環境整備のため、支援員や指導助手の制度などを活用し、多様な人材を登用することも必要であると思う。</p> <p>本市の不登校児童生徒数は29年度において小・中学校合計で70人となっており、苫小牧市より不登校の件数は少ないが、人口比では、本市の割合の方がかなり多いことになる。苫小牧市の不登校対策で目指すものは「学校への復帰」で、平成28年12月に成立した「教育機会確保法」に盛り込まれた「学校外の学びの場の提供」としてのフリースクールや夜間中学などの取組までは行っていないが、苫小牧市教育委員会の意欲的な対応に学ぶ点は大いにあると思われる。</p>

以上のとおり報告いたします。

○議長（森繁男）次に、建設産経常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告を求めます。布田恵美建設産経常任委員長、登壇の上、報告願います。

〔布田恵美建設産経常任委員長登壇〕

○建設産経常任委員長（布田恵美）

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

建設産経常任委員会

委員長 布 田 恵 美

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会の閉会中の継続調査事件について、会議規則第101条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

別紙



I	調査地	鹿児島県日置市 人口48,770人 面積253.06km <sup>2</sup> H30. 4. 1現在
	調査月日	平成30年5月8日(火)
	調査事件	シティプロモーションについて
	概要	<p>(1) 概要について</p> <p>日置市は、県庁所在地である鹿児島市に隣接しており、「利便性」と「豊かな自然・文化」のバランスがとれた「ちょうどいい田舎」をキャッチフレーズとしたシティプロモーションを行っている。PRポイントとしては、市の「位置」と「名前」に絞って強調することで、シャワー効果を狙ったPR活動を展開している。</p> <p>※ 平成29年度の主な活動実績</p> <p>① 鹿児島県主催の移住セミナーに参加 5日間(東京都4日、大阪府1日)</p> <p>② かごしま遊学館及びイベント会場におけるPR活動 13日間(東京都11日、岐阜県1日、福岡県1日)</p> <p>(2) 定住・移住に係る取組について</p> <p>地域づくり課定住促進係が中心となり、県内外への積極的なシティプロモーション活動を展開している。</p> <p>移住における重点施策としては、空き家の利活用、補助制度を活用した移住支援に係るアプローチ及び移住サポート体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>(3) 効果及び観光等への波及効果について</p> <p>平成29年1月から本格稼働している日置市の空き家バンクは、現在、登録推進に力を入れており、固定資産税納税通知書全てに「空き家バンク登録PRチラシ」を同封して発送したところ、その反響は大きく、特にお盆の時期の前後に問合せが集中している。</p> <p>(4) 今後の課題と展望について</p> <p>メインターゲットを長きにわたり定住が可能な若者に絞り込み、約2,000軒にも及ぶ空き家の利活用の更なる推進や、市民・企業等を巻き込んだ移住PR活動を展開していく。リフォーム補助金については、懐疑的で廃止してもいいのではないかとの見解もあった。</p>
委員会のまとめ	<p>日置市においては、行政として「地域づくり課定住促進係」を設け、シティプロモーションと連動した「移住及び空き家対策」に積極的に取り組むとともに、商工観光課とタイアップした市の魅力の発信により、交流人口の拡大やシャワー効果を狙ったシティプロモーションを展開している。</p> <p>また、全てのパンフレットに日置市への移住・定住に関する情報が得られるQRコードを掲載するなど、工夫した情報発信に努めている。</p> <p>日置市で取り組んでいる固定資産税納税通知書発送時に同封する「空き家バンク登録PRチラシ」は、現に空き家を所有されている方や、今後の不動産管理について思案している所有者に、不動産利活用の選択肢の1つとして、さりげなく訴求する効果がある取組であると考えます。</p> <p>本市においても、空き家対策は、高齢化率の上昇や人口減少とともに今後必ず直面する課題であることから、シティプロモーションとうまく融合した対策を講じていくべきものと考えます。</p>	

II	調査地	鹿児島県阿久根市 人口20,814人 面積134.29km <sup>2</sup> H30. 3. 31 現在
	調査月日	平成30年5月9日(水)
	調査事件	空き家対策について
	概要	<p>(1) 空き家等対策計画策定の経緯について</p> <p>急激な少子高齢化の進行に伴い、適正な管理がなされない空き家が増加し、防災・防犯・安全・衛生・景観保全等に関する地域住民の生活環境の影響などが、全国的に問題となっている。</p> <p>このような状況から、国の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、阿久根市では「空き家等対策協議会条例」を制定し、平成29年4月には、「阿久根市空き家等対策計画」を策定した。</p> <p>(2) 空き家等対策計画の概要について</p> <p>「安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり」、「良好な環境で快適に暮らせるまちづくり」、「定住促進による活気のあるまちづくり」を基本的な指針とし、①計画の概要等、②、空き家等の調査、③空き家等の適切な管理の促進、④特定空き家等に対する措置等、⑤空き家等及び空き家等跡地の活用の促進、⑥空き家対策の実施体制に関する事項の6章立ての構成となっている。</p> <p>(3) 関係部署及び関係機関との連携について</p> <p>庁内では、総務課、企画調整課、税務課、市民環境課及び都市建設課などが連携しながら対応している。</p> <p>阿久根市空き家等対策協議会では、計画の作成・変更に関することや、計画の実施に関して協議を行う。</p> <p>その他の専門分野に関しては、宅地建物取引業協会（空き家等利活用相談、空き家バンクの充実等）、建築士会（解体や改修の相談及び対応）、警察署（危険回避の対応）、区長連絡協議会（空き家情報の提供及び跡地の利活用）などの機関と連携している。</p> <p>※ 括弧内は、各機関の主な業務を記載している。</p> <p>(4) 今後の課題と展望について</p> <p>現在、約1,900軒の空き家が確認されており、その45%に当たる860軒が活用不能又は倒壊のおそれがある状態であることから、早急な解体措置等が必要である。</p> <p>また、活用可能な空き家の活用促進も急務であるが、様々な助成制度の活用により、ここ5年間で90軒もの利活用があることから、更なる利活用を促しながら定住促進を図り、活気あるまちづくりを目指していく。</p>
委員会のまとめ	<p>国全体の人口が減少していく中で、空き家などの対策は多くの自治体にとって喫緊の難しい課題であり、本市においては、まだ深刻な状況には至っていないが、空き家の実態調査や今後の分析を行うなど、早期の段階における対策を講じる必要があると考える。</p> <p>また、空き家や集合住宅の空き部屋などの利活用については、庁内のみならず専門的な知見を持った各機関等との連携を図りながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>空き家・空き室を市内事業者の社宅などに活用することも、人口減少対策に効果を発揮するものと考え。</p>	

Ⅲ	調査地	熊本県玉名市 人口66,850人 面積152.60km <sup>2</sup> H30. 3. 31現在
	調査月日	平成30年5月10日(木)
	調査事件	地域特産ブランド化及び販路拡大について
	概要	<p>(1) 玉名市6次産業推進事業の概要について 6次産業の推進については、農業・農村の活性化の推進と、生産者の多角経営化支援を目的とし、次の3点を柱として掲げている。</p> <p>① 農林水産業従事者の所得向上 ② 生産から販売までの一元化による消費者ニーズの把握 ③ 地域活性化を目指し、雇用拡大につなげる。</p> <p>(2) 事業の目的と効果について 玉名市の土地利用の実態は、田と畑で約50%を占めている。 平成27年農林業センサスによると、販売農家数は減少しているものの、1戸当たりが所有する平均の農地面積は伸びている。 玉名市では、中小規模の農家や個人を支援の対象とし、6次産業確立に向けた舵取りを担う組織として、玉名市6次産業活性化委員会を立ち上げた。</p> <p>(3) 市と生産者・法人等との役割について ふるさとセールス課が、生産者や法人への情報発信（販売促進を目的とした催事やフェア、商談会の開催など）や、マスコミ等へのプレスリリースを行うほか、個別相談会の開催などの相談体制を整えるなど、6次産業化推進に向けての取組を行っている。</p> <p>(4) 販路拡大につなげる施策について 首都圏への販路拡大も視野に入れて、玉名市6次産業推進の成果発表の場として、玉名市6次産品フェア（平成28年度は銀座熊本館、新宿高野（果物専門店）にて実施）を開催したり、市内においても各種イベントや市役所庁舎内で販売会を開催したりするなどして、市内外へのPR活動を積極的に行っている。</p> <p>(5) 今後の課題と展望について 事業者が成長を実感できる仕組みを構築していくために、行政は、事業者（農林漁業者）への後押しを通じて、市全体の6次産業の活性化につなげていくことを目指している。</p>
委員会のまとめ	<p>支援する行政側は「玉名市」の名前を入れた認証シールの徹底などによるブランド化の推進を目指しているが、生産者は農産品に対するこだわりやコスト面から手間を惜しむなど、双方の着眼点に相違が生じている部分もある。ここに、ブランディングを手がける事業者が入ると両者の思いが1つになり、もっと商品のプロデュースが円滑に進むのではないかと感じた。</p> <p>本市においても、新たな商品開発に向けた作物の栽培は容易なことではないが、6次産業の技術やノウハウを持ち合わせ、完成度の高い商品開発や類似商品との差別化を図れるような事業者（加工業者等）への支援を行ったり、6次産業に取り組みたい方へメーリングリストなどで積極的に情報提供を行ったりすることも、時代にマッチした支援施策であると考えている。</p>	

以上、報告を申し上げました。

○議長（森繁男）各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、総務常任委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

総務常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告の件については、委員長の報告のとおり御了承願います。

次に、教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

教育民生常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告の件については、委員長の報告のとおり御了承願います。

次に、建設産経常任委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

建設産経常任委員会の特定事件に係る閉会中の継続調査報告の件については、委員長の報告のとおり御了承願います。



#### 日程第5 委員会の閉会中の継続調査中間報告の件（議会運営委員会の調査事件）

##### 委員会の閉会中の継続調査中間報告の件（議会広報特別委員会の調査事件）

○議長（森繁男）日程第5、委員会の閉会中の継続調査中間報告について、会議規則第44条第2項の規定に基づく、議会運営委員会の閉会中の継続調査中間報告の件及び議会広報特別委員会の閉会中の継続調査中間報告の件の2件を一括して議題といたします。

初めに、議会運営委員長から報告を求めます。飯塚悦男議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〔飯塚悦男議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（飯塚悦男）

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

議会運営委員会

委員長 飯 塚 悦 男

#### 委 員 会 調 査 中 間 報 告 書

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第44条第2項の規定に基づき別紙のとおり中間報告します。

別紙

I	調 査 地	静岡県湖西市 人口59,861人 面積86.56km <sup>2</sup> H30. 3. 31現在
	調 査 月 日	平成30年7月26日（木）
	調 査 事 件	政務活動費の運用について
	概 要	(1) 導入の経緯について 湖西市議会では、平成26年度まで委員会費を交付していたが、この委員会費は委員会の所管調査のみに支出が可能であり、また、法的根拠も薄かったことから、25年度に発足した議会活性化特別委員会の中で政務活動費について調査、研究を始めた。調査研究の結果、議員の調査研究活動の活性化や資質向上を図り、今後の議会活性化につなげる観点から、27年度から政務活動費を導入することとなった。

		<p>(2) 対象経費の範囲及び留意事項について</p> <p>① 湖西市議会においては、政務活動費は、議員が行う調査研究、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種研修への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動や、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付することとしている。</p> <p>② 政務活動費の支出の判断基準</p> <p>ア 政務活動の目的が市政の調査研究その他活動と関連性があること。</p> <p>イ 政務活動の必要性があること。</p> <p>ウ 政務活動に要した金額や態様等について市民が理解できる妥当性があること。</p> <p>エ 適正な手続がなされていること。</p> <p>オ 収支について具体的な説明ができるような書類等が整備されていること。</p> <p>③ 適正な運用を期するために11月中旬に中間報告を行うこととし、年2回の報告、審査を行っている。</p> <p>④ 議員の政務活動と政治活動との区が曖昧な経費、按分する必要性が生じる経費については、あらかじめ支出できないものとして取り扱うこととしている。</p> <p>(3) 広報・広聴費の取扱いに係る導入時の意見等について</p> <p>政務活動費導入時に、ウェブサイト運営費用や広報誌発行・配布のための費用などは、政務活動と議員個人の選挙活動との住み分けが曖昧になる可能性があることから、政務活動費からの支出を認めないこととした。また、導入後、広報・広聴費の使用実績はなく、政務活動費の大半は研修参加など調査研究のために使われている。</p> <p>(4) 運用上の課題点、意見等について</p> <p>① 使用基準にない曖昧な事例への対応が課題。 (例：講師を招いた場合の費用の認否、インターネット経由で導入した書籍の代引手数料の認否等)</p> <p>② 記載内容がわかりづらいという声もあり、提出書類の作成方法の簡素化が必要。</p>
委員会 の ま と め		<p>湖西市議会では、議会活性化特別委員会を発足し、議会改革の調査、研究を進めた。その中で、平成27年度から政務活動費を導入、その運用マニュアルにおいては、政務活動費として不明瞭なものは除くといった厳しい運用を行っている。</p> <p>地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要となっている。このような中で、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から本市議会においても政務活動費は必要であると考え。しかし、その運用に当たっては、疑義が生じるような経費、特に政務活動との区分が明確にできない可能性のある経費についてはあらかじめ支出できないものとして取り扱うなど厳格な運用が必要である。</p>
II	調査地	静岡県袋井市 人口87,938人 面積108.33km <sup>2</sup> H30. 4. 1現在
	調査月日	平成30年7月27日(金)
	調査事件	代表質問について

概要	<p>(1) 導入の経緯について</p> <p>代表質問については、袋井市議会の議会改革を議論していく中で、たびたび組上に載っていた事項であったが、平成25年度の議会改革特別委員会における議会基本条例の素案の検討の中で、会派としての政策提言の必要性があるとされたことから、27年度から導入することとなった。</p> <p>(2) 実施方法について</p> <p>代表質問は1会派1人が行うことになっている。会派代表者には限定せず、質問方法は一問一答方式と一括方式のいずれでも可能である。質問時間は1会派当たり「20分+（人数×5分）」とし、その上限は答弁時間を含めず60分」としている。また、質問内容が重複している場合は、会派間で調整することとしている。</p> <p>(3) 代表質問と一般質問の違い（区分け）について</p> <p>代表質問は9月定例会の決算の状況等を踏まえ、11月定例会において一般質問に先立ち、翌年度の市政の運営に向けて、会派の政策提言・提案を行うという趣旨で実施している。</p> <p>（主な運用事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表質問通告書の提出日時については、定例会開催のための議会運営委員会開催日前日の午後1時までとしている。一般質問は定例会開催日の午後1時までで通告している。</li> <li>代表質問通告書のヒアリングを議会運営委員会開催日の午後1時から実施している。一般質問のヒアリングは通告締め切り以降、準備が整い次第実施する。</li> <li>代表質問を行った議員は一般質問はできない取り扱いとしている。</li> <li>代表質問を行う議員の質問回数について、一括質問の場合には3回までとする。</li> </ul>
委員会のまとめ	<p>袋井市議会では、平成27年度から代表質問を導入し、翌年度の市政運営に向けて会派の政策提言・提案という趣旨で11月議会に実施している。また、代表質問は1会派1人が行い、一問一答方式と一括方式の選択制をとるなど、本市議会の代表質問とは異なる内容となっている。本市議会においても、今後さらに、市政についての議論を深め、代表質問に臨めるよう、袋井市議会などの取組を参考に様々な手法を研究し、制度の見直しも含めて代表質問のあり方を検討すべきであると考えている。</p>

以上であります。

○議長（森繁男）次に、議会広報特別委員長から報告を求めます。高橋光孝議会広報特別委員長、登壇の上、報告願います。

〔高橋光孝議会広報特別委員長登壇〕

○議会広報特別委員長（高橋光孝）

平成30年9月26日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

議会広報特別委員会

委員長 高 橋 光 孝

委 員 会 調 査 中 間 報 告 書

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第44条第2項の規定に基づき別紙のとおり中間報告します。

別紙

I	<p>調 査 地</p> <p>岩手県八幡平市 人口26,109人 面積862.30km<sup>2</sup> H30. 3. 31現在</p>
---	---

調査月日	平成30年8月21日（火）
調査事件	議会からの情報発信（動画配信）について
概要	<p>(1) 導入の経緯及び概要について</p> <p>議会映像の配信については、平成24年第1回定例会で設置された議会改革調査特別委員会の検討項目の1つに挙がり、検討が始まった。平成25年第1回定例会において、「住民に開かれた議会を実現する立場に立てば、議会における質問等をインターネットで配信するのは、現代においては当然の措置である。実施する場合には、その設備等に一定の経費支出を伴うものであり、効率的な運用を考慮しなければならない。実施時期は、新庁舎完成時とするのが適切である。」との委員会報告を受け、平成27年第1回定例会から議会映像の録画配信が開始された。</p> <p>(2) YouTubeを活用した配信について</p> <p>議会映像の配信方法は、映像編集用のパソコンとソフトの購入以外は無料で利用できるという観点から、YouTubeにより配信する方向で調整が進んだ。</p> <p>動画配信に伴い、「八幡平市議会映像の公開に係る実施要領」も整備された。要領に規定している主な注意（免責）事項は、次のとおりである（一部抜粋）。</p> <p>① 公開する映像は、八幡平市議会の公式記録ではない。（公式記録は会議録）</p> <p>② 録画映像は、視聴しやすいようにタイトルなどを加え、会議中でないなどの不要な部分は、一部削除するなど編集加工する。</p> <p>③ 公開する映像の著作権は、八幡平市議会に帰属する。（許可なく他のウェブサイトや著作物等に転載してはならない。）</p> <p>④ 画面に現れる企業広告は、市議会とは一切関係がなく、広告によるいかなる理由の損害について、市議会は責任を負わない。</p> <p>その他、正常に視聴できないことがある、コメント・評価は受け付けられないなど無料動画配信サイト利用ならではの注意（免責）事項が規定されている。</p> <p>映像は、議会終了後おおむね7日後に配信され、2年間公開される。発言取消しの申出があった場合は、議会広報常任委員会で協議され、認められたものについては、編集加工を行うが、1度配信された映像については、その後に発言の取消しがあっても、編集加工は行わない。</p> <p>(3) 録画配信の理由と配信までの過程について</p> <p>(1)に記載のとおり、「住民に開かれた議会を実現する立場に立てば、議会における質問等をインターネットで配信するのは、現代においては当然の措置である。」という考えの下、録画配信を開始した。更なる先進地においてはライブ配信も行っているが、八幡平市議会としては視聴回数の実績とライブ映像に係る費用を勘案し、当面は現状を維持することとしている。</p> <p>なお、配信までの過程については、事務局職員が専用ソフトを駆使しながら編集加工を行い、おおむね議会終了後7日程度で配信しているが、動画を公開するための編集時間は、1つの動画（1人の一般質問）につき約5時間を要する。</p> <p>(4) 録画配信の効果と今後の方針について</p> <p>動画配信効果としては、議員が自ら作成する一般質問等に関する議会だよりの記事の編集に役立っている。一方、配信を始めたものの視聴回数は開設当初に比べ年々減少していることから、さらなる工夫を要する。また、臨時会や予算・決算特別委員会など配信する会議の拡大や、市議会ホームページのリニューアルをしながら</p>

		ら情報発信強化に努めていく必要がある。
	委員会のまとめ	<p>八幡平市議会が取り組んでいるように、「市民に開かれた議会」の実現と情報公開のツールとして議会の映像配信を行うことは、大変有意義なことであり、本市としても情報公開の観点から、早急に取り組まなければならない。</p> <p>一方、無料動画配信サイトの利用による事務量の増大や専門的知識を有する職員の配置、また、配信の安定性など種々課題も生じていることから、外部に委託することも有効な手段であるとする。</p> <p>また、2～3分の動画は視聴回数が伸びるが、長時間の動画は誰も見ないというデータもあるとのことから、視聴していただくための工夫も研究していかなければならないとする。</p>
II	調査地	岩手県奥州市 人口118,166人 面積993.30km <sup>2</sup> H30. 3. 31現在
	調査月日	平成30年8月22日(水)
	調査事件	多様なメディアを活用した情報発信について
	概要	<p>(1) 情報発信の概要について</p> <p>奥州市議会からの情報発信は多彩で、市議会だよりの発行やホームページ、SNS(フェイスブック及びツイッター)による発信のほか、議会中継はインターネットによるライブ・録画配信に加え地元ケーブルテレビによる放映も行っている。</p> <p>さらに、地元FM局で議員による議会情報番組の放送、自治体情報発信アプリ「マチイロ」によるスマートフォン向けの議会だよりを配信している。</p> <p>議会広報事業に係る平成30年度予算は1,161万円で、その内訳は次のとおりである。①広報誌513万円、②議会中継547万円、③FM放送65万円、④ホームページ36万円</p> <p>(2) 議会のネット配信について</p> <p>奥州市議会中継システムにより配信対象としている会議は、議場で行っている会議(定例会、臨時会、予算又は決算審査特別委員会など)とし、ライブ中継と録画中継を行っており、その模様は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末で視聴することができる。</p> <p>録画中継では、会議名や議員名などのキーワードによる検索が可能である。編集や配信の作業については、議会中継の実績が多くあり、岩手県内の近隣自治体でも利用している業者に委託しており、その委託料は5年間で3,758万円、うち、30年度は年度途中から新システムに移行したことから、438万円となっている。</p> <p>(3) SNSやラジオを活用した情報発信について</p> <p>フェイスブック及びツイッターは、平成29年7月1日から運用を開始しており、定例会、臨時会、委員会などの情報のほか、議員が出席する行事等の情報発信を行っている。なお、運用管理者は議長、運用担当者は議会広報委員会委員及び議会事務局職員としている。</p> <p>地元FM放送による情報発信は、番組名を「電波に乗せて！奥州市議会」とし、平成29年7月6日から隔週木曜日(翌週火曜日に再放送)に放送している。</p> <p>放送時間が15分のこの番組は議員が出演し、主に次の事項を紹介する番組構成となっている。</p> <p>① 定例会、臨時会、委員会などの概要</p>



	<p>② 議会の役割、仕組み等の紹介</p> <p>③ 議会の活動、取組、行事などの紹介</p> <p>④ その他議会への理解・関心の向上につながる事項の紹介</p> <p>(4) マチイロの活用について</p> <p>スマートフォンやタブレット端末を活用し、議会だよりをいつでもどこでも見られるような取組として、「マチイロ」という専用アプリを活用した情報発信を、平成29年6月16日から開始した。議会事務局職員が市議会だよりをPDF形式に変換し、市広報担当職員が市広報と議会だよりを発行する度に、更新している。</p> <p>(5) 情報発信の効果と今後の展望について</p> <p>平成29年9月に公表された市民オンブズマンいわてによる「岩手県内自治体の情報公開調査報告書」において、県内33自治体中32位という結果になった。この結果から、公開する情報自体が不足していることや、情報公開の視点に立った情報発信の必要性に気づき、平成30年度からは、議案、本会議配布資料、政務活動費に係る収支報告書及び領収書の公開にも踏み切った。</p> <p>今後も、時代の変化に合致した取組をしていかなければならないと考えている。</p>
委員会のまとめ	<p>奥州市では、多彩で先進的な情報発信に取り組んでいるが、市民オンブズマンからの厳しい評価を受け、情報公開の視点にも着目した更なる情報発信の強化に努めている。また、市民の負託に応えるため、今後も時代のニーズに合った取組をしていくとしている。</p> <p>本市議会では、できることから始めるという発想のもとフェイスブックによる情報発信を行っており、また、議会の録画中継も動き出そうとしているが、市民の誰もが議会の情報をいつでも得られる仕組みづくりは、今の時代において必須と言える。</p> <p>本市議会においても、議員一人ひとりが議会の情報発信のあり方について熟慮するとともに、更なる情報発信のあり方について、継続的に検討していく必要があると考える。</p>

以上のとおり報告をいたします。

○議長（森繁男）議会運営委員長、議会広報特別委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議会運営委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査中間報告の件については、委員長報告のとおり御了承願います。

次に、議会広報特別委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査中間報告の件については、委員長報告のとおり御了承願います。



## 日程第6 仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会の設置の件

○議長（森繁男）日程第6、仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会設置要綱（案）

### 1 設置

仙台空港の運用時間延長に係る諸問題について調査するため、岩沼市議会に「仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会」を設置する。

## 2 構 成

委員は、議長を除く全議員とする。

## 3 付議事件

仙台空港の運用時間延長に係る諸問題に関する調査

## 4 期 間

調査完了するまで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

○議長（森繁男）お諮りいたします。別紙設置要綱（案）により、仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、議長において、本会議を閉じた後、委員会条例第9条第1項の規定に基づき、正副委員長の互選のため仙台空港運用時間延長問題調査特別委員会を招集いたします。議員全員協議会室に御参集いただきますようお願いいたします。



## 日程第7 議員派遣の件

○議長（森繁男）日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

### 議 員 派 遣 の 件

平成30年9月26日

地方自治法第100条第13項及び岩沼市議会会議規則第158条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

件名 宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の資質向上を図るための研修
- (2) 派遣場所 名取市
- (3) 派遣期間 平成30年11月22日
- (4) 派遣議員 全議員

○議長（森繁男）お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。



○議長（森繁男）これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第5回岩沼市議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。—— 大変御苦勞さまでした。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年11月30日

岩沼市議会 議 長 森 繁 男

議 員 佐 藤 淳 一

議 員 大 友 健

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	件 名	陳 情 者 名	受 理 年 月 日	所 管 委 員 会
第6号	控訴審判決に対し上告しないことを求める要望書	丹野富美男、吉田邦夫	H30. 9. 3	